

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の進行に伴い、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国が定める指針に即して「行動計画」を策定し、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市においても、「子どもたちがみんな元気、いきいきふるさと」を基本理念とする、「田村市次世代育成支援行動計画」を策定し、本市における子育てを支援してきました。

このような取り組みが全国で実施されてきましたが、平成17年には、初めて総人口が減少に転じるなど、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されました。このような状況を踏まえ、国では、平成19年12月の『子どもと家族を応援する日本』重点戦略や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成20年2月の「新待機児童ゼロ作戦」など、少子化対策の課題や方向性、推進目標等を定めてきました。

「田村市次世代育成支援行動計画」は、旧5町村において策定された行動計画を基に平成18年3月に取りまとめた計画であり、平成21年度までを計画期間とする前期計画であることから、これら少子化対策の方向性等を踏まえて前期計画の見直しを行い、後期計画として策定するものです。

2 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されたものであり、これを受け、前期計画は、平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間で計画期間として策定されました。本後期計画は、前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間で計画期間として策定するものです。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画実施期間 (平成17年度～21年度)									
					後期計画実施期間 (平成22年度～26年度)				

3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、本計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。

4 計画策定の視点

本計画は、国の定める行動計画策定指針に即して定めることとされており、同指針に従い、次の 9 つの視点から、総合的に施策が展開できるように策定します。

(1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国として、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては**子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要**です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、**豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要**です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような**多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要**です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、**様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要**です。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、**広くすべての子どもと家庭への支援**という観点から推進することが必要です。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的擁護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、主任児童委員、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会等の地域活動団体や、社会福祉協議会、ベビーシッター、高齢者や障がい者等に対しサービスを提供する民間事業者のほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多い。さらに、豊かな自然環境や受け継がれた地域の伝統文化等もあることから、**様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要**です。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする**各種の公共施設の活用**を図ることも必要です。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、**サービスの質を確保**することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、**人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める**ことが必要です。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、**各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく**ことが必要です。